

ケアポートよしだ 研修センター 介護福祉士実務者研修 通信課程 学則

(設置目的)

第1条 「ケアポートよしだ 研修センター」(以下「当センター」という。)が行う、「介護福祉士実務者研修 通信課程」は、介護福祉士の資格取得を目指す介護職員の育成を行うとともに、広く地域の福祉人材確保に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本研修の名称は、「ケアポートよしだ 研修センター 介護福祉士実務者研修 通信課程」という。

(位置)

第3条 当センターは、島根県雲南市吉田町深野84番地6に置くものとし、スクーリングも当センターで行う。

(修業年限)

第4条 研修期間は9か月以内とし、2年を超えて在籍はできないこととする。

(生徒定員及び学級数)

第5条 1学年につき1学級とし、1学級の定員は25名とする。

(養成課程及び履修方法)

第6条 養成課程の種類は通信課程とする。

2 履修方法については当センターの実務者研修カリキュラムに沿った内容・時間で履修することとする。

(学年、学期及び休業日)

第7条 1 養成課程を学年及び学期とし、休業日は次の通りとする。

- 一 年末年始 12月30日～1月3日
- 二 天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと当センターが認めた日

(入所時期)

第8条 入所時期は、各養成課程の開講日とする。

(入所資格)

第9条 入所資格は、養成課程の面接授業を受講可能な範囲に居住する者であって、介護福祉士の資格取得を目指す者とする。

(入所者の選考)

第10条 入所者の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められる者につき先着順に入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受け付けは終了とする。

(入所の手続き)

第11条 入所手続きは、当センターが別に定める期間内に、誓約書、本人であることを証明できる書類及び介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修課程を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学、休学及び復学)

第12条 退学しようとする者は、退学願を提出し、当センターの許可を得るものとする。

2 受講者が疾病、就業先の事情その他やむを得ない理由により、受講を一時中断する場合は休学願を提出し、当センターの許可を得るものとする。ただし、在籍年限を超えない範囲での休学を認めるものとする。

3 前条により休学が認められていた者が復学しようとするときは、復学願を提出し、当センターの許可を得るものとする。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第13条 学習の評価は以下の通りとする。

(1) 受講者が必要な科目すべてを履修したことを確認する。

(2) 添削課題は期限までの提出状況を確認するとともに、その添削を行うことにより、国指針の定める到達目標の修得状況を確認する。到達目標に達していないと認められる場合は、面接指導もしくは課題の再提出及び再評価を行う。

(3) 「介護過程Ⅲ」45時間、「医療的ケア演習」15時間については、面接(通学)授業とする。

「介護過程Ⅲ」については、演習課題の評価によって習得度の確認を行う。

「医療的ケア演習」においては、喀痰吸引、経管栄養、救急蘇生法を規定回数以上行うこととする。

2 各科目の出席時間数がカリキュラムに定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこととする。

3 全科目の履修と課題評価(60点以上)、医療的ケアの演習実技評価(60点以上)を認定した者に対し修了を認定し、修了証明書の交付を行う。

(受講料)

第14条 受講料は、介護職員初任者研修修了者は50,000円、それ以外の者は100,000円とする。

2 既に納入された受講料については、原則として返還しない。

3 テキスト代は、実費とする。

(教職員の組織)

第15条 当センターに次の教職員を置く。

センター長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員、その他必要な教職員

(賞罰)

第16条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学の措置をとることができる。

- 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 二 研修の秩序を乱し、受講生としてふさわしくない行為のある者

(その他の事項)

第17条 この学則に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別にそれを定める。

(附則)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。